

(次期)北九州市障害者支援計画の策定について

1 次期支援計画策定の考え方

(1) これまでの本市の計画

本市では、平成18年3月、障害者基本法に基づく障害福祉分野の新たな基本計画として、「北九州市障害者支援計画(以下、支援計画という。)」を策定し、障害者施策の総合的な推進を図ってきた。また、平成19年11月にはこの計画を具体化し、「障害者自立支援法」(平成18年4月施行)に規定された「障害福祉計画」の性格を併せ持った「北九州市障害者支援計画実施計画(以下、実施計画という。)」を策定し、事業の目標値、目標年度を設定した。

さらに、平成21年3月には、本市の基本構想・基本計画である「元気発進!北九州」プランや事業の進捗状況や課題などを踏まえ、新規・拡充事業を盛り込んだ「実施計画(拡充版)」を策定し、目標等の見直し等を行った。

平成23年度でこの「支援計画」の計画期間が終了することから、平成24年度から29年度までを計画期間とする「(次期)北九州市障害者支援計画(以下、次期支援計画という。)」の策定を行うものである。

(2) 国の動き

国においては、障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るため、平成22年6月にその基本方針を閣議決定し、改革の方向性や工程表を示したところである。今後、障害者施策は、この工程表に基づき制度の抜本的な見直し作業が行われる予定である。

また、4月22日には「障害者基本法」改正案が国会へ提出されたところである。

(3) 次期支援計画の基本的考え方

これまで取り組んできた「支援計画」の理念を引き継ぎ、その成果や課題等を踏まえるとともに、本市の障害者施策を総合的に推進するための計画とする。

障害児者等実態調査を実施し、障害児者の実態を把握するとともに、障害のある当事者や障害福祉関係団体のニーズを踏まえたものとする。

障害者施策に関する国の動きを十分に注視するとともに、現在、国会に提出されている「障害者基本法」改正案の主旨を踏まえた計画とする。

国の動向を踏まえ、制度の谷間に置かれている発達障害者や難病患者に対する支援体制を整備する計画とする。

「障害者自立支援法」を廃止し、平成25年8月までに施行するとされている「(仮称)障害者総合福祉法」の状況や、障害者施策を巡る国の動向等を勘案しながら、次期計画の進捗状況に対して意見を伺うなど定期的に評価・検証を行う。

本市の基本構想・基本計画である「元気発進!北九州」プランに即した計画とする。

2 次期支援計画の構成

(1) 計画期間 平成24年度から平成29年度までの6年間

(2) 計画の位置づけ

ア 2つの法定計画として策定（現計画と同様）

北九州市障害者計画

- ・法定計画 障害者基本法第9条に基づく「市町村障害者計画」
- ・計画内容 保健、医療、福祉、教育、雇用等の障害者施策
- ・計画期間 平成24年度から平成29年度までの6年間

北九州市障害福祉計画

- ・法定計画 障害者自立支援法88条に基づく「市町村障害福祉計画」
- ・計画内容 障害福祉サービスの見込み量の設定等
- ・計画期間 平成24年度から平成26年度までの3年間（第3期障害福祉計画）。
なお、第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）については、平成26年度中に策定する。

障害者基本法（障害者基本計画等）

第9条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者自立支援法（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

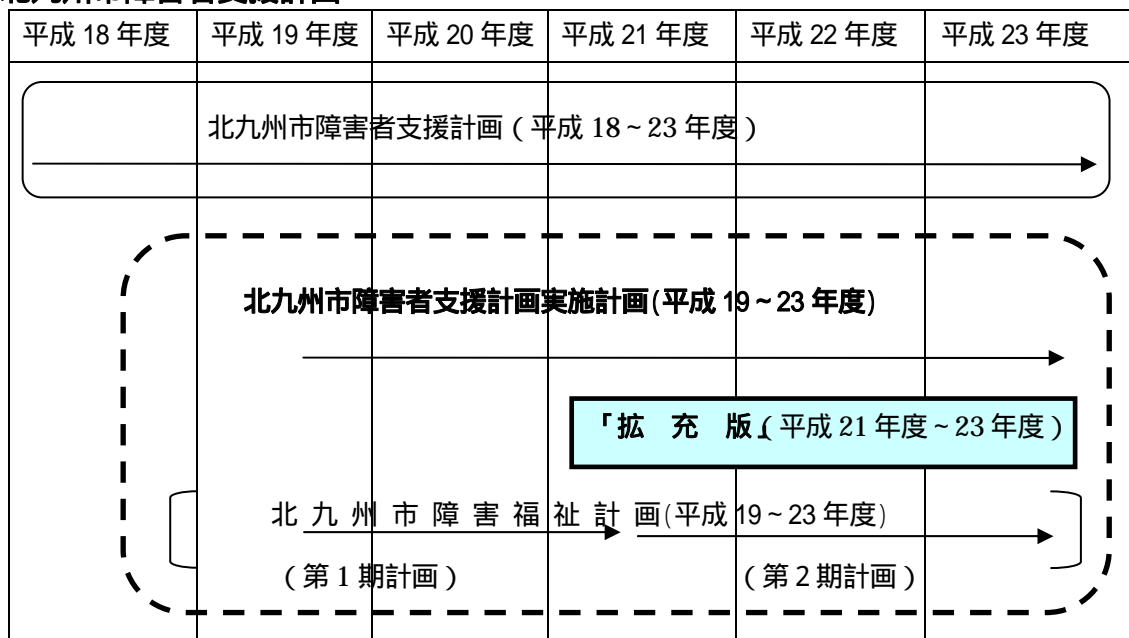
2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

イ 「障害者支援計画」と「障害者支援計画実施計画」の2計画の一体化

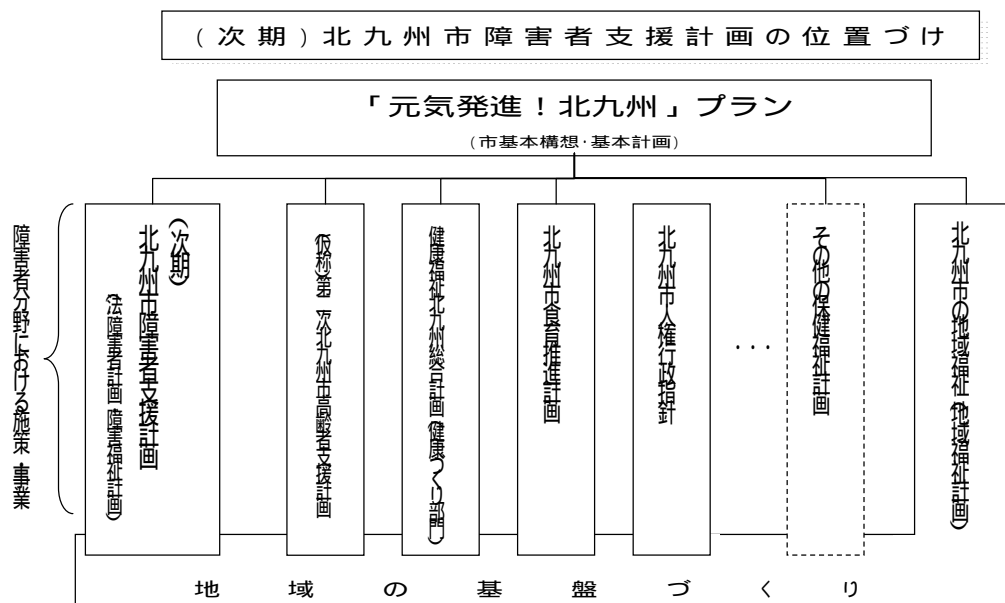
本市の障害者施策に関わる計画として、本体の支援計画と事業の目標値、目標年度等を設定した実施計画の2つがあることは分かりにくいいため、両計画を一体化した計画とする。

<北九州市障害者支援計画>



ウ 「元気発進！北九州」プランとの関係

市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランの分野別計画として、本市の障害者施策を総合的に推進するための理念や取組みを定めるものである。



3 次期支援計画策定の進め方

（（次期）北九州市障害者支援計画策定委員会、作業部会の設置）

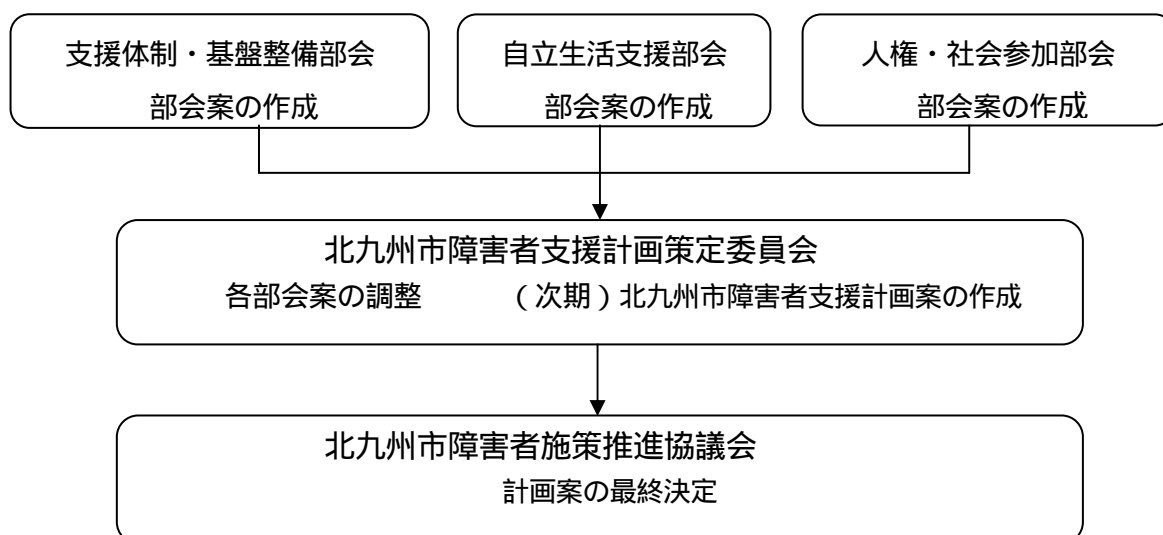
新たな計画の策定を行う「（次期）北九州市障害者支援計画策定委員会（以下、策定委員会という。）を、「北九州市障害者施策推進協議会（以下、推進協議会という。）の専門委員会として設置する（設置根拠 北九州市障害者施策推進協議会条例第4条）。

策定委員会には、以下の3つの作業部会（「支援体制・基盤整備部会」「自立生活支援部会」「人権・社会参加部会」）を設置する。

策定委員会の委員は各作業部会のいずれかに所属し、次期支援計画についての具体的な議論を行う（作業部会では、限られた時間内に効率的・効果的な議論を行うため、各委員より提出された意見を集約し、重点的に議論する基本的施策を決定する）。

各部会でとりまとめた計画案は策定委員会で調整するとともに、「推進協議会」に報告し、最終決定を行う。

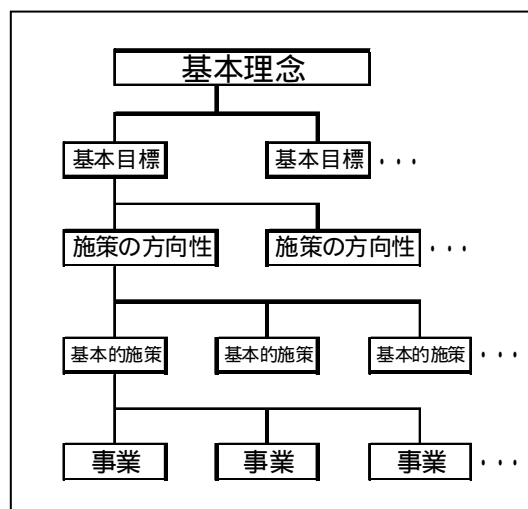
【イメージ図】



4 次期支援計画の体系

次期支援計画は、

- ・ 「基本理念」のもと、
- ・ 3つの「基本目標」
- ・ 7つの「施策の方向性」
- ・ 19の「基本的施策」
- ・ 基本的施策を実現するために必要な「事業（数値目標やサービスの見込み量等を含む）」からなるものとする。



5 次期支援計画の基本理念等

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格と個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり

障害があっても自立して、自分らしく生活できる地域社会の実現

障害のある人やその家族、市民、企業や事業者、行政がそれぞれの責任と役割を果たし、すべての市民がお互いの人格や個性を認め、支えあう社会を目指す。

また、障害のある人が自らの選択と決定によって、自分らしく、安心して、質の高い生活を送ることができるよう、自立に向けた「意欲」を支えるネットワークを構築する。

【基本目標及び施策の方向性】

基本目標：1 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

障害のある人が安心して生活を送ることができるように、乳幼児から学齢期、成年期、高齢期までの一貫した支援や、複数のニーズを持った障害のある人や家族などが利用しやすい相談体制の構築など、総合的なサービスの整備を進める。

- < 施策の方向性：1 > 相談システムの構築
- < 施策の方向性：2 > 早期発見・療育体制の整備
- < 施策の方向性：3 > 保健・医療・福祉サービス基盤の整備と連携

基本目標：2 地域で自立して生活できる基盤整備

障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、住まいの整備、個々の障害の特性に配慮した就労支援や多様な就業機会の確保などに取り組むとともに、地域住民、企業、行政などの協働により地域での生活を支援する仕組みづくりを行う。

- < 施策の方向性：4 > 自立生活のための地域基盤整備
- < 施策の方向性：5 > 雇用・就業機会の確保と拡大

基本目標：3 社会参加の促進・人権の尊重

障害のある人が気軽にスポーツや、芸術・文化、レクリエーション活動などを楽しめるよう環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア活動等への取り組みを充実させることにより社会参加を促進する。

また、障害のある人や障害に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重できるような取り組みを行う。

- < 施策の方向性：6 > 障害のある人の人権の尊重と保障
- < 施策の方向性：7 > 社会参加の促進

6 次期支援計画策定スケジュール

4月22日(金)

第1回 推進協議会

- ・策定委員会の設置 ・作業部会の設置
- ・平成23年度「北九州市障害児・者等実態調査(以下、23年度実態調査という。)」の実施

5月24日(火)

第1回 策定委員会

- ・委員長の選任 ・作業部会の部会長選任 ・作業部会委員構成(案)
- ・次期支援計画策定の考え方、審議の進め方、策定スケジュール、国の動向等
- ・次期支援計画の基本理念、基本目標、施策の方向性の事務局案、意見交換 など

6月下旬

第2回 策定委員会

- ・次期支援計画の基本理念、基本目標、施策の方向性の事務局修正案、意見交換、承認
- ・作業部会の委員構成 など

第1回 作業部会(上記の策定委員会終了後、3部会とも開催)

- ・作業部会委員の紹介 ・主となる担当者の紹介 ・基本的施策の提示
- ・作業部会の進め方 など

6月下旬~7月上旬(10日間程度)

- ・「基本的な施策」について、作業部会の意見を集約
- ・各部会委員の意見集約後、部会長と協議のうえ、重点的に議論する基本的施策

7月中旬

第2回 作業部会(日程は3部会それぞれで設定)

- ・部会委員の意見紹介 ・「重点施策」の市の考え方 ・「重点施策」に対する意見交換

8月下旬

第3回 作業部会(日程は3部会それぞれで設定)

- ・23年度実態調査の調査結果
- ・「支援計画の22年度進捗状況」
- ・「次期支援計画」(各作業部会該当分)の事務局素案、意見交換

9月下旬

市議会(保健病院委員会)

- ・23年度実態調査結果及び策定スケジュール

10月上旬

第4回 作業部会（日程は3部会それぞれで設定）

- ・第3回作業部会の議論を踏まえた「次期支援計画」の事務局修正案、意見交換
- ・「次期支援計画」（各部会該当分）の部会案

10月下旬

第3回 策定委員会

- ・「次期支援計画」の事務局案、意見交換
- ・「次期支援計画」素案

11月上旬

- ・「次期支援計画」素案の「北九州市障害者自立支援協議会」への報告

市議会（保健病院委員会）

- ・「次期支援計画」素案の報告

11月中旬～12月中旬 <パブリックコメント（約1ヶ月）>

- ・「次期支援計画」素案のパブリックコメント

12月下旬～1月中旬

- ・「次期支援計画」素案のパブリックコメントにおいて提出された意見の調整。
- ・「次期支援計画」案の決定・各委員への配布

1月中旬

第2回 推進協議会

- ・「次期支援計画」最終案の決定

2月上旬

市議会（保健病院委員会）

- ・「次期支援計画」最終案の報告（パブコメ後の報告）

2月下旬

市議会（本会議）

- ・「次期支援計画」最終案の報告